

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

第3条第2項の適用について

1 被保険者数

圏域	包 括 名	法 人 名	被 保 険 者 数	対象
1	むさしの	社会福祉法人ふじみ野福祉会	5, 3 6 2 人	○
2	ふじみ苑	社会福祉法人富士見市社会福祉事業団	5, 4 6 6 人	
3	えぶりわん鶴瀬 Nisi	社会福祉法人たくみ	4, 8 9 1 人	
4	みずほ苑	社会福祉法人美咲会	5, 3 6 6 人	
5	ひだまりの庭むさしの	社会福祉法人ふじみ野福祉会	6, 0 1 5 人	○
合計			2 7, 1 0 0 人	

※ 4 / 3 0 時点の被保険者数

2 包括支援センター運営状況

圏域	包 括 名	保健師等	社会福祉士等	主任ケアマネジャー	人数
1	むさしの	1 人	3 人	0 人	4 人
2	ふじみ苑	2 人	2 人	1 人	5 人
3	えぶりわん鶴瀬 Nisi	2 人	2 人	1 人	5 人
4	みずほ苑	1 人	2 人	1 人	4 人
5	ひだまりの庭むさしの	1 人	2 人	1 人	4 人

※ 4 / 1 時点の職種別人数

3 協議の状況

- ・令和7年5月8日、高齢者あんしん相談センターむさしのから、人材確保が困難という理由で、富士見市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例第3条第2項の適用についての申し出がありました。
- ・高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしのとの協議の状況については、以下のとおりです。
 高齢者あんしん相談センターむさしのの職員が主任介護専門員の取得に向け、育成計画を策定し、取組みを行う。高齢者あんしん相談センターひだまりの庭むさしのに、主任介護支援専門員として配属されている職員が助言指導を行う。